

公調委令和3年（ゲ）第7号 京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告運営に係る京都市〇〇所在の介護施設「a」南側敷地内の庭園に植栽されたヤエザクラ等10種12本の樹木群が、平成29年5月14日頃以降枯れたのは、同日に被告らが上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 囑託事項

原告運営に係る京都市〇〇所在の介護施設「a」南側敷地内の庭園に植栽されたヤエザクラ等10種12本の樹木群が、平成29年5月14日頃以降枯れたのは、同日に被告らが上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるか。

第2 事案の概要

- 1 原告は、平成30年（ワ）第●号事件被告b b（以下「被告b」という。）及び令和2年（ワ）第●号事件被告c c（以下「被告c」という。）が、原告がその肩書住所地で運営する介護施設「a」（以下「本件施設」という。）に隣接する農地（以下「本件農地」という。）で、平成29年5月14日に除草剤であるd（以下「本件除草剤」という。）の希釈液を散布したことで、本件施設の南側に位置する庭園（以下「本件庭園」という。）の樹木が枯れたと主張して、損害賠償を求める訴訟（平成30年（ワ）第●号（以下「第1事件」という。）、令和2年（ワ）第●号（以下「第2事件」という。））を京都地

方裁判所（以下「受訴裁判所」という。）に提起した。

原告は、上記訴訟及び本件裁定手続において、本件庭園内の樹木が枯れたのは被告らによる本件除草剤の希釈液の散布が原因であり、その根拠として、①本件除草剤の希釈液の散布時に本件農地の方向から本件庭園の方向（北東から南西）に強風が吹いていて、本件農地で白い霧・煙状になった本件除草剤の希釈液が本件庭園の方に流れた旨を目撃した近隣住民がいる、②被告bはマスクをして背中に本件除草剤の希釈液入りの容器を背負い、2m程のホースを使って本件農地へ向けて散布していたが、被告cは動力噴霧機を用いて、トラックに積載したタンク（本件除草剤の希釈液が入っているもの）に直接ホースを取り付けて本件農地に向けて大量に散布していた、③本件除草剤の取扱説明書における希釈倍率の最大値は「100倍」であるところ、本件除草剤の100倍希釈液を利用して実験木（マツ、モミジ、サツキ）に10分間、2回散布する実験をしたところ、いずれの実験木も枯れた、④本件庭園では多種類の樹木が枯れたところ、多種類の樹木に同時期に害を及ぼす共通の病気や害虫の存在は考えられないのに対し、本件除草剤は非選択性除草剤である、等の主張をしている。

これに対し、被告らは、①本件除草剤の希釈液の散布時に、原告が主張するような風向の強風は吹いていなかった（風向きは南南西であり、風速は最大でも4.9m/秒程度であった。）、②被告cによる散布の態様も被告bと同様の方法であり、25リットルタンクを取り付けた背負い式動力噴霧器の先に飛散防止カバーの付いた飛散防止ノズルを取り付けて、地面から15cm程度の位置で散布していたのであり、本件除草剤の希釈液が大量に飛散する方法ではなかった、③被告らは本件除草剤の原液をいつものとおり125倍に希釈していたし、原告が行ったという実験の散布態様は、被告らによる本件除草剤の希釈液の散布態様と異なる、④本件除草剤の希釈液は、被告らが本件除草剤を散布していた場所から最低でも10m以上離れた本件庭園まで到達せず、さらに本

件庭園の生け垣等が遮蔽物になることから、本件庭園の内部の樹木に到達することはない、等と反論している。

- 2 本件は、受訴裁判所から公害等調整委員会に対し、令和3年5月11日、本件庭園内の樹木群の枯れ現象と被告らによる除草剤の散布行為との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定の囑託がなされたものである。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 認定事実（掲記する証拠又は審問の全趣旨により認められる。）

(1) 位置関係及び本件除草剤の希釈液の散布前の本件庭園の状況

本件施設の南側に設置された本件庭園には、マキ、ダイスギ、ウメ、アカマツ、モミジ、トガ、クロマツ等の複数の種類の樹木が植栽されており（甲18、19、乙7）、本件農地は、本件庭園の東側に所在しており、本件庭園の方が本件農地よりも相対的に標高が高い（甲3、8、9、審問の全趣旨）。本件庭園と本件農地との間には、小川が流れている（乙6、7）。本件庭園の東側（本件農地側）には、大きく枝を茂らせたヤエザクラの木（以下「本件ヤエザクラ」という。被告bの平成30年10月25日付け準備書面によれば高さ6m。なお、原告は原告準備書面(5)で「八重桜」の高さを10mと主張しているが、原告も枯れ損害を主張する樹木は乙7に撮影された樹木であることを明らかにし（原告準備書面(3)3頁）、最終的に枯れ現象が生じていると主張する木と乙7号証の樹木との対応関係を明らかにしたことから（原告準備書面(9)）、樹木の高さについては被告の主張を採用する。）が植栽されていて、その付近には生け垣がある（甲3、甲18、審問の全趣旨）。

被告らによる本件除草剤の希釈液散布前の時期である平成29年4月9日に撮影された写真において、本件ヤエザクラは満開であり、本件庭園の東側（本件農地側）の生け垣は緑色の葉を付けていた（甲4（写真4枚目））。

また、それ以外の樹木（マツ等）にも葉が変色する等の異変は見られなかった（甲4）。

(2) 本件除草剤の希釈液の散布

被告らは、平成29年5月14日午後1時頃から、本件農地において、本件除草剤の希釈液を散布した。この際、被告らは荷物を運んできた2トントラックを本件農地の東側の駐車場に駐車し（乙32（1頁）、乙24）、被告bは本件農地の南側（畑が三段あるうちの一番下の段）で、被告cは本件農地の北側（畑が三段あるうちの一番上の段）で本件除草剤の希釈液の散布をした（乙32（6頁））。被告らは、本件除草剤の原液200ミリリットルを、25リットルタンクに入れ、その後同タンクに水を一杯に入れた（本件除草剤が125倍に希釈された）。その上で、同タンクを取り付けた背負い式動力噴霧機（乙14）を背負い、円すい型の飛散防止カバー付きノズル（乙11、12）にe社製の△△チップを付けて（乙13）、斜め下に向けて、本件除草剤の希釈液を散布した（乙26、乙32（6頁）、審問の全趣旨）。

もともと、近隣住民であるf及びgが、除草剤を散布することについて被告bに苦情を申し入れたことから、被告らは本件除草剤の希釈液の散布を中止し、f及びgに対し、事前に報告することなく除草剤を散布したこと等について謝罪した（乙32（6～8頁）、甲25（6頁）、甲26（4頁））。

なお、京都地方気象台は本件庭園から△km程度離れているところ（乙18）、この日の京都地方気象台の風向・風速は、13時が南南西で4.9m/秒、14時が南南西で3.7m/秒であった（乙1）。

(3) 本件庭園の樹木の枯れ現象

gは、被告らが本件除草剤の希釈液を散布した後、数日以内に、原告代表者に対し、被告らが本件農地で除草剤を散布したことを伝えた（甲25（23、24頁））。その後、原告代表者は、本件庭園内の樹木が枯れてきたこ

とに気づき、毎年7月に行っている本件庭園内の樹木の剪定作業の際、おかしいと思い、被告らに電話で連絡をした（甲21（2頁））。

平成29年7月27日に本件庭園内を撮影した写真においては、本件ヤエザクラを含め、本件庭園内の複数の樹木の葉に茶色に変色した部分が見られた（甲5）。

(4) 原告と被告bとの枯れ状況の確認

原告と被告bは、平成29年9月14日、本件庭園内で原告代表者が枯れたと指摘する樹木の位置を特定し、写真を撮影した（乙7、審問の全趣旨）。その際に原告代表者が枯れていると主張した樹木の位置及び具体的な損傷箇所は、別紙「平成29年9月14日時点で枯れていた樹木及び損傷箇所の図」に記載のとおりである（審問の全趣旨）。

(5) 原告による訴えの提起

原告は、平成30年2月16日、受訴裁判所に対し、被告bを被告として、植替え工事の費用相当額等の賠償を求め、第1事件の訴えを提起した。また、令和2年5月12日、受訴裁判所に対し、被告cを被告として、同じく植替え工事の費用相当額等の賠償を求め、第2事件の訴えを提起した（顕著な事実）。

(6) 原因裁定嘱託

受訴裁判所は、令和3年5月11日、公害等調整委員会に対し、本件庭園内の樹木群の枯れ現象と被告らによる除草剤の散布行為との間の因果関係の存否について、原因裁定嘱託をした（顕著な事実）。

(7) 専門委員の選任及び意見書についての意見聴取

公害等調整委員会は、本件につき裁定委員会を構成し、裁定委員会は、公益財団法人日本植物調節剤研究協会事務局の信頼性保証部長の村岡哲郎（以下「村岡専門委員」という。）を本件の専門委員として選任することについて、原告と被告らの意見を聴取し、双方から異議がないことを確認した上で、

村岡専門委員を専門委員に任命した。村岡専門委員は、本件庭園内の樹木の枯れ現象が被告らによる本件除草剤の希釈液の散布によるものと考えられるかについての意見書（職1、以下「本件意見書」という。）を執筆したことから、裁定委員会は令和4年1月24日16時から行われた本件の第1回審問期日において、本件意見書に対する原告と被告らの意見を聴いた上で、公害紛争処理法第42条の16第3項に基づき、本件意見書を職1号証として取り調べた（顕著な事実）。

2 以上を踏まえ、本件囑託事項について検討する。

(1) 村岡専門委員の本件意見書の内容

村岡専門委員は、本件意見書（職1）において、当事者双方から提出された証拠を踏まえ、以下のように述べている。

①被告らは背負い式動力噴霧機（乙26）を使用する際、飛散防止カバー付きノズル（乙12）にe社製の△△チップ（乙13）を取り付けて使用して、本件除草剤の希釈液を散布したと主張しているところ、カバー付きノズルを使用した散布方法は、本件除草剤のような非選択性除草剤（ほぼ全ての種類の植物を枯らすタイプの除草剤）を散布する際に、周辺植物への飛散薬害を防ぐために一般的に使用されている方法であり、カバー付きノズルを使用して散布することで1m以内に生育している水稻や野菜などを枯らすことなく足下の雑草を枯らすことが可能となる。

②除草剤は殺虫剤や殺菌剤と違い、植物に対する薬害が強いものであるため、飛散被害を防ぐため△△チップのような飛散軽減ノズルを使用するのが一般的である。本件で行われた人力散布より飛散しやすいとされているトラクター散布における実態調査でも、△△チップを用いた場合は、風速2.5m/秒以下の条件下では、散布区域の端から10m離れた地点には散布される薬液の0.1%以下しか到達しない。

③本件除草剤の使用基準は、一年生雑草用が200～500mL/10a、

多年生雑草用が500～1000 mL／10 a、^{ざっかん}雑灌木用が1000～2000 mL／10 aとなっている。一般に、一年生雑草より多年生雑草の方が、多年生雑草より雑灌木（樹木）の方が枯れにくいためである。また、希釈水量はいずれも25～100 L／10 aの幅が認められている。本件除草剤の125倍液（1年生雑草用の薬量400 mL／10 a、希釈水量50 Lに相当）が通常散布量の0.1～数%の割合で樹木に散布されたとしても完全枯死に至るとは考えられない。農家がカバー付きノズルなどの一般的な飛散防止対策を行っていれば、本件のように散布区域から10 m以上離れた地点における樹木が完全に枯れてしまうような薬害事故が発生することはほとんどないものと考えられる。

④農薬飛散対策技術マニュアル（農林水産省 平成22年）には、飛散を防ぐ方法として遮蔽植物の利用が示されている。本件庭園の東端（本件農地側）に本件ヤエザクラがあり、被告らによる本件除草剤の希釈液の散布が行われた平成29年5月中旬頃には、本件農地と本件庭園との間を遮蔽するように葉を茂らせていたと考えられる。また本件ヤエザクラの下には常緑の生け垣がある。このため地面から本件ヤエザクラの高さの範囲においては、仮に本件農地側から本件除草剤の希釈液が飛散しても、それが西側の本件庭園内へと通過することはほとんどないと考えられる。それにもかかわらず、本件ヤエザクラのすぐ西側にある樹高3 mのマキ（乙7の「植12」のマキは被告bの平成30年10月25日付け準備書面によれば樹高3 mである。）や樹高1 m未満のツバキ（乙7の「植20、21」のツバキは同被告の同日付け準備書面によれば樹高80 cmである。）などの低木にも明らかな黄化や枯れ症状が認められ、本件庭園中央部にある樹高2 m程度のクロマツ（乙7の「植7」のクロマツは被告bの同日付け準備書面によれば樹高2 mである。）も完全枯死に至っている。上記の理由により、これらの樹木が枯れるほどの薬液が本件農地側から本件ヤエザクラとその下の生け垣の遮蔽を抜け

て到達したとは考えにくく、本件農地における本件除草剤の希釈液の散布がこれらの樹木の枯れの原因となった可能性は極めて低い。また、樹木の南側が変色したり枯れたりしているものもあり、原告が主張している北東からの風による本件農地からの飛散薬害とは考えにくい（仮にそうであれば樹木の北東側が枯れやすいはずである。）。

⑤近隣住民のgが、被告らが本件除草剤の希釈液を散布している際に広範囲に霧が見えたと供述していることについては、背負い式動力噴霧機の動カエンジンの燃料として使用しているオイル入りガソリンのオイルが燃えて出る白い煙を薬液の霧と見間違えた可能性がある。またgは被告らが除草剤を散布しているときに嫌な臭いがして洗濯物に2回洗っても取れないような異臭が付いたと供述していることについても、本件除草剤自体にはほとんど臭いはなく、その有効成分のグリホサートカリウム塩は極めて水溶性が高いので水で2回洗えばほとんど残存しないが、一方で背負い式動力噴霧機のエンジンから出る煙の臭いは散布作業者にとっても気になるものであり、gがこの煙の臭いを嫌な臭いと感じた可能性がある。

⑥本件庭園内の樹木の枯れ方を見ると、本件除草剤の成分であるグリホサートによる薬害の可能性も考えられるが、以上述べたところからすれば、被告らによる本件除草剤の希釈液の散布が本件庭園内の樹木の枯れの原因である可能性は極めて低い。

(2) 村岡専門委員の本件意見書の検討

以上のとおり、村岡専門委員の本件意見書は、その前提となる事実の認識において客観的、実証的であり、結論に至る論理過程も合理的であって信用性は高いというべきである。本件意見書によれば、本件庭園内に植栽されたヤエザクラ等10種12本の樹木群に、平成29年5月14日以降枯れ現象が生じたのは、同日に被告らが本件農地で本件除草剤の希釈液を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるとは認められない。

(3) 原告の意見

これに対し、原告は、以下のように意見を述べている。

①本件意見書も本件庭園内の樹木群が枯れた原因は本件除草剤の成分による薬害の可能性も考えられるとしているところ、本件庭園の周辺にある住宅街から薬剤が飛来してくるはずがない。枯れ現象が発生した時期と被告らが本件庭園に隣接する本件農地で本件除草剤の希釈液を散布した時期は一致しており、他原因は考えられない（以下「原告の意見①」という。）。

②被告らが本件農地に乗車してきたトラックには大型薬剤タンクと動力噴霧機が積まれていたと考えられ、被告cはそこからホースとノズルを伸ばして散布しているはずである。被告bが除草剤の散布を謝罪しに来た際、原告が依頼している造園業者にその旨の発言をしていた（甲20）。また、被告らが本件除草剤を125倍まで希釈したとは考えにくいし、配合を誤り高濃度の希釈液を散布した可能性もある。また、本件農地の所在する地域は「谷間地形」であり、気流の乱れにより本件除草剤が想定外の方向に移動したことが十分にあり得る（以下「原告の意見②」という。）。

③本件意見書は、本件除草剤の使用基準に関し、草より樹木の方が枯れにくいとの前提で意見を述べているが、そのような前提の根拠が不明である。植物の再生力の違い、樹齢、発根状況、常緑か落葉か等の様々な要因による影響もあるはずである。また、本件意見書は、本件庭園内部の樹木が枯れるほどの薬液が本件農地側から本件ヤエザクラと生け垣の遮蔽を抜けて到達したとは考えにくいとするが、実際には被告らによる除草剤の散布後に生け垣のほぼ全てが一度落葉して枯れかけ、その後再生したにすぎない（以下「原告の意見③」という。）。

(4) 原告の意見に対する検討

ア 原告の意見①について

そこで検討するに、原告は平成29年5月14日の被告らによる本件除

草剤の希釈液の散布後、1週間後からサクラの葉っぱが少しずつ枯れかけ、本件庭園の手入れを依頼していた造園業者に報告し、また、同年7月の剪定作業の際に2本のマツの葉っぱが枯れかけていたのに気付いたと主張し、原告代表者の陳述書にも同趣旨の記載がある（甲21（2頁））。

一方、原告代表者が被告bに本件庭園内の樹木の枯れについて申告したのは同月であり、また、本件庭園内の樹木に葉の変色、落葉等の変化が生じていることが客観的に記録されているのは同月27日撮影の写真（甲5）が最初である。さらに、原告は第1事件の訴状では、本件庭園内の樹木が被告らによる散布の2～3日後、時期を同じくして枯れ始めたと主張していたのであるから、つまるところ本件庭園内の樹木が、被告らによる本件除草剤の散布の後、どの程度の期間で枯れ始めたのか明らかではない。

また、原告は他原因が不存在だと主張するが、他原因は論理的には様々考えられるのであって、一概に原告主張のようにはいえないというべきである。

イ 原告の意見②について

次に、原告の意見②について検討するに、原告は第1事件の訴状では、被告らが二人とも「マスクして背中に薬剤入りと思われる容器を背負い、2m程のホースで、農地へ向けて散布するという方法で」本件除草剤の希釈液を散布していたと主張していたにもかかわらず、第2事件の訴状では、被告cが、トラックに積載された除草剤が入った白っぽいタンクから動力噴霧器を用いて本件除草剤の希釈液を散布したと主張を変更した。

しかしながら、タンクに除草剤を入れた場合、成分が残って別の用途で使用した際に意図せず植物を枯らすおそれがあるからそのようなことはしないという被告bの供述は合理的であり（乙32（3頁））、また、本件農地に本件除草剤の希釈液を散布した際、被告cはマスクはしていたが、それ以上に特段の防護装備をしておらず（乙33（13頁））、被告らは

二人だけで作業をしており補助者がいなかったことも考え合わせると（甲25（5頁）、乙32（13頁））、原告の主張する態様で本件除草剤の希釈液を散布したとは考えにくい（なお、受訴裁判所も除草剤の散布の態様につき、基本的に被告らの主張を採用している（令和3年3月29日付け事務連絡））。

その他の点に関する原告の主張は憶測を述べるにすぎず、また、本件意見書によれば本件除草剤の希釈水量には25～100L／10aの幅が認められていること、さらに前記1(2)認定の当日の京都地方気象台の風向・風速からすれば、いかに本件施設が盆地に所在する（甲2）としても、散布時にカバー付きノズル等の一般的な飛散防止対策を行っていれば、散布地域から10m以上離れた地点において樹木が枯れることは考えにくいという本件意見書の見解（前記2(1)③）が覆されるほどの著しい強風が吹いていたとは考えにくいことからすると、希釈濃度や当時の気流に関する原告の主張は採用することができない。

ウ 原告の意見③について

次に原告の意見③につき検討するに、本件意見書（職1）のとおり、dの使用基準において、一年生雑草用が200mL～500mL／10a、多年生雑草用が500mL～1000mL／10a、雑灌木用が1000mL～2000mL／10aとされているところであり、草より樹木の方がより多くの容量を要することは、メーカーも前提にしているところである。また、村岡専門委員は、被告らによる本件除草剤の希釈液の散布後に本件農地の西側の生け垣が落葉して枯れかけたか否かを問題にしているのではなく、散布の際に本件農地と本件庭園との間には本件ヤエザクラや生け垣があったことから、それらの間をすり抜けて本件庭園内部の樹木が枯れるとは考えにくいと述べているのであり、原告の主張は当を得ていない。

エ 小括

以上のとおり、原告の本件意見書に対する意見は、いずれも本件意見書の信用性を覆すに足りない。

(5) その他の主張

原告は、本件除草剤の100倍希釈液を作り、噴霧器を用いて3m程度離れた場所から実験木（マツ、モミジ、サツキ）に10分間・2回（合計20分間）散布する実験を行ったところ、モミジは遅くとも1週間後に、マツ及びサツキについても1か月以内に全て枯れたと主張し、その旨の報告書を提出する（甲10、11）。しかしながら、原告の行った実験における散布の態様は被告らによる本件除草剤の希釈液の散布の態様と全く異なり、これをもって被告らによる本件除草剤の希釈液の散布と本件庭園内の樹木の枯れ現象との間の因果関係を基礎付けることはできない。

3 結論

以上のとおり、村岡専門委員の意見書によれば、本件庭園内の樹木群の枯れ現象と被告らによる除草剤の散布行為との間の因果関係を認めることはできず、同意見書を覆すに足りる証拠はない。また、他に、これを肯定するに足りる的確な証拠もない。

よって、本件囑託事項について、上記因果関係は認めることはできないので、主文のとおり裁定する。

令和4年2月15日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 若 生 俊 彦

裁定委員加藤一実は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 荒 井 勉

(別紙省略)